

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 8 月 27 日（水）13：29～14：16
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

#### ＜WG 委員＞

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

#### ＜提案者＞

奥山 恵美子 宮城県仙台市長  
大槻 文博 宮城県仙台市まちづくり政策局長  
天野 元 宮城県仙台市まちづくり政策局政策企画部担当部長  
梅内 淳 宮城県仙台市経済局産業政策部長  
畠中 雄貴 宮城県仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課長

#### ＜事務局＞

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長  
松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官  
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 国家戦略特区における新たな措置に係る提案  
「ソーシャル・イノベーション創生特区」
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 それでは、始めさせていただきます。国家戦略特区ワーキンググループですが、国家戦略特区におきます新たな措置に係る提案募集に関するヒアリングという形で進めさせていただきます。

趣旨だけ申し上げますと、国家戦略特区法、特区の基本方針ということに基づきまして、年2回、こういった形での提案募集を行うということが閣議決定されているわけでございますが、第一次の指定を受けまして、最初の提案募集の期間を7月18日～8月29日までということで1カ月半、ただいま提案募集中という位置づけになっております。

本日、仙台市長、奥山様以下仙台市の方々においていただいておりますが、25日に御提案を頂戴いたしまして、早速ワーキンググループの委員の方々に御評価をいただきまして、

ぜひイの一番で仙台市からヒアリングをしたいという形で今回こういった運びにさせていただきました。

40分の時間でございますので、15分ないし20分で仙台市からお話をいただきまして、その後、意見交換の形で進めさせていただければと思います。

資料と意見交換の中身の扱いなのですが、原則公開という形にさせていただいているのですが、一部非公開という選択肢もございますし、完全非公開という形もございますが、これは公開という形でよろしくございますでしょうか。

○奥山市長　はい。

○藤原次長　わかりました。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長　どうも遠方よりお越しくださいましてありがとうございました。先ほど次長も申しましたが、一番最初のヒアリングでございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたしたいと思います。

○奥山市長　本日はこのような機会をお与えいただきまして、本当にありがとうございます。

では、早速、お話をさせていただきたいと思います。

まず、資料に基づいて御説明させていただきます前に、前段としての我々の考え方ということでございます。御承知のとおり、東日本大震災から3年6ヶ月になろうというところでございます。仙台市でも約1,000名近くの方が、市民がお亡くなりになられたということで甚大な被害を受けたわけでございますけれども、幸い仙台市は国内外からさまざまなお支援をいただき、また政令指定都市としての基礎体力というようなものもありまして、今、復興に向かって私としては着実に歩んでいる状況だと理解しております。しかしながら、東北全体の他の被災地等を見ますと、まだまだ道半ばというところも真実であろうかなと思います。

私、東北市長会の会長という立場もあわせ持っているのでありますけれども、東北地方は全体として大変高齢化が進んでいるということ、また合計特殊出生率を見ても、なかなか厳しいものがございます。全国的に少子高齢化の課題が大きい我が国の中にあります、とりわけ課題先進地域と、課題が山盛りというような地域であろうかと思います。そういうわけで今回の特区の提案につきましては、そうした課題先進地域である東北、その中の仙台という立場を十分に自覚しつつ、社会のイノベーションと付加価値の増というようなことをまずこの東北からも発信できないかと。東北から発信できれば、これはもう全国がそれを準用してやっていくことは十分可能なのではないかと、そのための突破口とまではいかなくても、せめてキリの穴でもいいから開けたいというようなつもりで今回応募をさせていただいたということでございます。

では、早速、資料のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、言うまでもなく経済成長、成長ということでの高度経済成長とは違いますけれど

も、経済が拡大していく基調にある、その中で雇用創出というのが東北にとって一番、のどから手が出るほど欲しい部分でございます。今回、我々は起業ということに着目して御提案申し上げるわけですけれども、その骨子の中には、やはり若い企業ほど雇用の創出に積極的だと。企業は旬の時期こそたくさん人が欲しいということがありますので、起業の支援ということが雇用創出にもつながるのではないかと、このような考えでございます。

また、お手元の資料のほうに、今日は説明を省略させていただきますけれども、今年の2月に「仙台経済成長デザイン」というものを私どものほうで取りまとめまして、これを発表させていただいております。これをつくりました眼目というのは、やはりいよいよ復興からその後に向けて馬力をかけていかなければいけない。その時に復興で学んだ一番の私の教訓は、官民が一緒になって同じ方向を目指して頑張れば、1足す1が4にも5にもなる、これは今まで比較的腰が重いとか、石橋を叩いてもなかなか渡らないとか、崖から落ちるようなチャレンジをしたがらないと言われた東北の中でも、今回の被災で、我々はいわば崖から落ちるような経験をしてしまいましたので、そんな中で、復興に向け官民一緒にあって持てる力を互いに出し合うというところでやったわけです。今後の経済成長の中でも、目線を1つにしてやることができれば、東北にとって新しい場面を切り開くことができるのではないか。そのためには、やはりデザインなり方向性を共有する必要があるだろうということで、この2月につくった次第でございます。

今回のデザインの私にとっての眼目は、数値目標を入れたということです。経済政策はとかく頑張りますとか中小企業を応援しますとかと言っても数値目標がないために、できたのだからできないのだからわからないというのが行政の計画だったと、私自身の反省も含めて思っています。そんな中で、数字をはっきり入れて、やれたかやれないかをちゃんと内外の方に見ていただけるようなものにしたいということで取り組んだものでございます。

その中の目標として、新規開業率を政令指定都市20市の中で、第1番目になりたいという目標を掲げてございます。これは御承知のとおり、福岡市さんが長らく新規開業率第1位であったのですけれども、最新の情報によりますと、震災後の起業が非常に活性化したことを受け、仙台は既に現時点では福岡を抜いて1位ということになっているようあります。しかしながら、これは抜きつ抜かれつの世界でありますので、私としては、これに安心することなく、さらにこれを継続できるように頑張りたいということです。

今年の1月には、仙台市で仕事をつくる、起業を応援するための窓口として、仙台市起業支援センター、これを通称「アシ☆スタ」と言っておりますけれども、これを立ち上げたところであります。全体の相談件数は大変に伸びたのですけれども、特に女性の相談件数が伸びているというようなことで、女性の起業意欲が大変向上しているというのも顕著に見て取れたところでございます。

そうした中で、今回1つには、NPO、そして社会的な新しいイノベーション、ソーシャル・イノベーションといったようなことを基軸に据えておりますけれども、仙台市は、あるいは御承知かもしれません、いわゆるNPO法が施行になりましたのとほぼ同時期の平成11

年に、全国で初めての公設民営の市民活動サポートセンターというのを立ち上げた街でございまして、そういう意味では、従来から市民活動が大変盛んだという土壤がございます。震災の際にも、多くのNPO法人などが復興の担い手の一つとなって活躍したということも記憶に新しいところであります。

そういうわけでありますので、仙台市におきましては、社会課題を解決する、そうした目的のためのビジネスを志向していく起業家の予備軍が他の都市と比べても大変多いと私は思っております。

また、今年度の中小企業白書では、新たな起業の担い手として、女性の方やシニアの方や若い方などに注目しておられますけれども、こうした皆様、私も仙台のほうでいろんなこうした方々にお目にかかるのですが、やはりほかの方々に比べて社会貢献、世の中のために何か役に立つことをしたいと。

特に、震災で今やらなければ人生何があるかわからないという中で起業していくという方は、社会貢献を中心に大きく考えてらっしゃるということが多いということを私も実感として捉えております。既存の企業におかれましても、CSRでありますとか、CSVでありますとか、こうしたことを重視している流れ、こうしたものは大きなトレンドとして今あると思ってございます。こうしたような仙台の強みを生かす中で、ソーシャル・イノベーションを目指す起業家や既存の企業の皆さんをあわせて応援していきたいと思っているわけでございます。

それでは、スライドの2枚目をご覧いただきたいと思います。

まず、ソーシャル・イノベーションの担い手として考えております第一が、NPO法人でございます。仙台市では、平成24年度から、このNPO法人の認証事務というのを、係を1つ設けて実施しております。こうした中でいろいろなお話を聞くのですけれども、現行のNPO法におきましては、法人設立のためには2ヶ月間、関係書類を縦覧する必要があるということではありますけれども、相談においてになる方や申請の希望の方からは、早く認証を受けて法人格を持って銀行口座を開設したいとか、また、契約行為を行いたいということなのですが、この2ヶ月という期間の縦覧期間が大変厳しいというようなお声を聞いております。いろんな補助金などの申請のタイミングもこの中に逃してしまうということでも懸念されたりすることもあります。

私が今回考えておりますものとしましては、この縦覧をとりあえず経ないで認証決定を可能にしていく。そうすると、時間で、2ヶ月の短縮が可能になりますので、この法人設立に要する期間を短くして、起業家の方の志がすぐ実現に運ぶように、そこを応援したいということあります。

ただ、しかし、この認証の縦覧という関係書類の縦覧というのは理由があつてやっているものだということは理解いたしております。NPO法人の課題として、やはり件数とすれば限られておりますけれども、制度を悪用して、自分たちに都合のよいことを大義名分だけきれいにつくってやろうとするような方が万が一にも、また事例としてもいらっしゃるわ

けです。そうしますと、縦覧することによってこれを防ぎたいという趣旨だと理解していますが、今回、そういうことで期間をカットするために縦覧をしないとなった場合には、縦覧に供するのと同じ書類を法人設立と同時に、例えばホームページで公開するなどしまして、市民の皆様や多くの方々によるチェック機能、これはなるべく損なわないようにするというようなことで制度を悪用から予防していくような処置は当然必要だらうと考えているところでございます。

次に、3枚目のほうに移せていただきます。ただいまNPO法人についてお話をさせていただきましたが、もう一つのソーシャル・イノベーションの担い手として、言うまでもなく会社、企業というところがございます。会社の設立については大きく4点の施策によって進めていきたいと考えております。

1点目は、起業のワンストップ支援センターというものの設置と運営ということでございます。仙台では、震災直後から2カ月間、商工会議所さんやいろいろなところと御一緒して、被災企業がここにくれば総合的にどんな支援が受けられていいろいろな法律相談も含めて回答がいただけるというワンストップ窓口を震災の対応でつくったことがございました。これは大変好評でございまして、時間の惜しい中で非常に有効だったというお話を多くの方からいただきましたし、また、実施している我々も、なかなかこれはよいものであるなという実感を持ちましたので、このとき培いました行政書士であるとか、いわゆる士業の方々、税理士さんとか弁護士さんとか、いろいろいらっしゃいますけれども、士業の方々や金融機関を始めとする支援機関、こうしたネットワークが現在できておりまして、宮城県には士業連絡会といって12の士業の方々が一緒に連絡会もございます。我々、そちらと協定も結んでいますので、そうした中で官公庁にも参画をいただければ、経営課題と開業の手続、この双方の面からのワンストップの窓口を実現できる。起業家の皆さんニーズに総合的に応えられると考えておりますので、ここを御提案申し上げたいと思っているところでございます。

具体的に申し上げますと、日本再興戦略でも言及されておりますけれども、ワンストップセンターの制度を活用して、開業手続の簡素化を図りながら、あわせて相談機能も充実させることで、起業する場合のハードルを下げていきたい、そのようなことでございます。

続きまして、次の会社設立の促進①-2というスライドをご覧いただきたいと思います。促進策の2つ目は、用途変更に係るワンストップ審査を実施するということでございます。仙台だけではないと思いますが、近年は賃料が低いといったようなことを背景にして、既存の建築物のリノベーションを行って、それを活用して起業するというようなものが、センスのよさやアピール度も含めて注目されていると考えております。

ただ、こうしたリノベーションによって建築物の用途変更を行います場合、例えばオフィスに併設されるカフェというものをつくるとした場合に、それは飲食スペースなのか、それともオフィスの従属施設なのかといったような解釈におきまして、それぞれの審査機関ごとに判断に微妙にずれが生じることがありますので、その調整に時間を要するというよ

うなケースがございます。そのため、開業までに予想していたよりも多くの時間を要して、結果として資金繰りが悪化していく、ひいては用意したお金が足りなくなって起業を断念するといったようなことにもなりかねないわけでありますので、こうした課題を解決するために、先ほどの起業ワンストップ支援センターの利用者などを対象に、用途変更を行う審査について、例えば協議会などを設けまして、そこでワンストップ審査を行い、機関ごとのずれを生じないようにする、もしくはそこでの時間のロスを防ぐというようなことを行うことを提案したいと思っております。

協議会のメンバーとしましては、市や各法令に基づく審査機関等に加えまして、最新の起業のトレンドを考慮した審査を行うために、例えば経済団体の参画などもよいのではないかと私としては想定しているところでございます。

こうした取り組みを通じまして、既存のストックを有効に活用して、例えば開業資金などの起業のハードルを下げるとともに、これは中心市街地の一本裏通りなどでこういった物件が多いわけなのですが、新たに中心市街地の活性化、新しい魅力づくりにもつながるものと思っているところでございます。

次のスライドにお移りいただきたいと存じます。

3つ目の施策でございます。これは公証役場の管轄制の見直し及び定款認証手数料の無料化ということでございます。震災後でございますけれども、被災地に貢献したい、また長らくふるさとを離れて東京で仕事をしていたけれども、この際、ふるさと、仙台に戻りたいなどといった方々が首都圏などからUターンして起業するということや、大企業で活躍されていた人材が仙台と関わりがあって、ここで起業しようというようなケースが目立ったわけであります。しかしながら、現行法では、例えば東京で現在勤めている方が仙台市で会社を設立しようとした場合には、仙台市の公証役場まで出向かなければならぬこと。わざわざ仙台まで時間を費やして来なければいけないということですので、こうした管轄制を緩和していくことによって、IターンやUターン起業の後押しにつながるのではないかと考えております。

また、現在、5万円というのが定款認証手数料ということですが、これも負担が重いわけでございまして、これを無料化することによって起業、仕事を起こすことの促進はもとより、既存の中小企業の方々においても新しい分野に進出するなど、第二創業の促進にもつながるのではないかと考えているものでございます。

次のスライドに移らせていただきます。

次は、会社設立支援策の4つ目として、民間企業によるバイ・ベンチャーの促進ということであります。起業家の方、皆様が口をそろえておっしゃる大きな課題の1つは、販路の確保であります。実績のないベンチャー企業の方々はなかなか信用力に乏しいという面がありまして、仕事をとることが難しいという現実にすぐ直面いたします。官公需の面におきましては、政府の調達におけるベンチャー企業の製品の優先調達の仕組みが検討されていると承知をしておりますけれども、民需の部分においても、何とかベンチャー企業の

製品等を導入しやすくする仕組みができないか、そういうことが必要ではないかと思っているわけでございます。インセンティブをより効かせるためには、例えば購入額の2倍相当の額を損金に計上できるとか、そういったアイデアを私どもとして考えたということございます。

既存の地域の企業の皆様が新しく仕事を起こした起業家の方々を支えていく仕組みが定着することが起業のエコシステムの確立にとっても必要不可欠なものと考えておりますので、こうした応援策ができることが地域全体としての起業の促進につながると思っております。

続いて、女性の社会参加の部分に移らせていただきます。

先ほども冒頭で申し上げましたように、仙台では現在、女性の起業、仕事を起こす意欲が従来に比べますと大変高まっているという感触、手ごたえがございます。特区制度を活用して、より一層女性の社会参画を広げていきたいというのが私の、私自身も女性であることにもよりましての願いでございます。その際に、女性が働くとなりますと、課題となるのは子育てということあります。夫婦で子育ての負担を分かち合うことができるよう、育児休業の取得を進める、そのほかにももちろん保育所対策とかいろいろ必要があるわけですけれども、まずは育児休業についても改善をしていくことが重要ではないかと思っております。

本市、仙台市自身を振り返っても、まだまだ育児休業の取得は十分ではないと。これは自ら省みて反省するところも大きいわけですけれども、官民両面から提案してみたいと思っております。

1つは、上場企業に対する男女別の育児休業取得率を公表することの義務づけということです。今、総理の肝いりで、役員の方の女性の率の公表ということが大変話題になって、これも好評を持って迎えられていると私は受けとめていますけれども、男女別というところが大事だろうと思います。女性が育児休業をとることももちろん基本的に大事ですけれども、男性がいかにしっかりと関わっていくかということが、第一子だけではなくて第二子、第三子と産んでいくためには不可欠だと思っていますので、この男女別の公表、これをぜひ率先して進めていきたいと思っております。

2点目としては、育児休業を複数回取得する機会の確保ということです。現行制度では、一部の例外はありますけれども、1人の子に対して一度しか育児休業を取得できない。例えば3年可能な期間がありますけれども、1年とて出てきたら、その半年後に例えば何らかの事情によって日中見てくれる人がいなくなったとか、もしくは子ども自身に不都合が起こったというようなことがあっても二度目はとれないというのが現在の育児休業でございます。これに対して、やはり3年の期間の中で複数回、もちろん複数といつても小まめに何十回もとったなどというのは論外でありますから一定の考え方を整理する必要がありますけれども、一度だけしか取得できない、出てきたらあとは終わりよというのではなくて、この複数回取得していくというハードルを下げることで、それぞれの家庭

や職場の事情に応じた柔軟な育児休業の取得が促進されると思うわけでございます。

仙台市の職員に関して申し上げますと、条例改正によってこの施策を進めることは仙台市の市長の決断と、また議会の御理解によって可能でございます。私としては、ぜひ先鞭をつけるような意味でも、本市において、そうした条例改正にも取り組んでいきたいと。そのことも含めて覚悟を持ちつつ、この御提案を申し上げたいと思っております。

あわせまして1点申し上げますと、育児休業の取得の対象は、現在は両親、父親と母親のみでございますけれども、これは場合によっては、祖父母であるとか、おじ、おばであるとか、3親等ぐらいということになりましょうか。こうした親族に広げることも検討されてもよいのではないかとも思っているところでございます。

最後の説明のほうに入らせていただきます。これは別途復興庁に対しても要望を行ったことがある件でございますけれども、今回の提案と組み合わされることによって、復興庁に対して要望を行った時点よりもさらに実効性あるものにしたいということから記載をさせていただくものでございます。

東北地方全体の産業が力強く、また持続的に復興を遂げていくためには、ベンチャーエンタープライズや、また中核企業の育成に向けて安定した資金の供給が必要だらうと考えています。現状では、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、御承知のとおり、こちらのほうが仕事をしておられまして、投資機能を有してらっしゃるわけですけれども、この支援機構のほうは、被災企業の事業再生を目的として設置されているものでありますし、必ずしもイノベーションに積極的にターゲットを当てて取り組むというわけには参らないという課題がございます。つきましては、この機構組織を改編いたしまして、東北復興投資育成株式会社、こういったものを創設することで、イノベーションの促進や中核企業の育成を目的とした投資を可能とすることなどについて復興庁に要望している、こういったことを御検討していただければ大変ありがたいと申し上げているところでございます。

最後になりますけれども、冒頭にお話し申し上げましたように、東北は大変課題の多い地域でございます。したがって、ここで新たな成長モデルを示せるかどうかということが我が国の今後を左右すると考えております。

仙台市は東北唯一の政令指定都市として、先頭に立ってこの問題に取り組んでいきたいと考えてございますので、ぜひとも特区の指定をお願いしたいということを申し上げまして、私のほうからの本日のプレゼンとさせていただきます。

お時間をいただきまして本当にありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

新しい企業、会社が実際に仙台で今非常に数多く開設されているので、その勢いを続けるためにこういう工夫をしたいということだと思います。

幾つか個別具体的なところでの御質問があります。NPO法人の縦覧をスキップするというのは、多くのNPO法人の設立をしやすくすると思います。これはモデルハザードを生みやすくなますが、同時に情報公開することによって、悪用を防止できます。ウェブなどで情報

公開したもののうち、これはあやしいというNPO法人が出てきたらば、そこでまた承認取り消しするのが一つの方法でしょう。それとももともとの承認というのは、例えば2カ月とか3カ月でもって一応期限つきにして、縦覧期間を終わったときに本格行使になるというようなことにするのか、その辺のデザインはどういうふうにお考えでしょうか。

○奥山市長 基本的には、職員採用のときに試用期間というのがありますけれども、そのまま継続してもし何もなければ本採用につながるという制度がありますが、考え方はその方が齟齬はないのではないかと思っています。

○八田座長 ということは、もう一応ここで承認されたのだけれども、事実上の事後的な縦覧をして問題があつたら取り消す場合があるよということですね。わかりました。

会社設立のワンストップ支援センターのところで、特に公証人役場のことは書いていなかったのですが、ワンストップサービスセンターと公証人役場との関係はどういうふうにお考えでしょうか。

○天野部長 ワンストップセンターには公証役場も移れるような場所の規定についても規制緩和をお願いしたいと考えております。

○八田座長 わかりました。そうすると、これは今議論しているワンストップサービスセンター、この間の成長戦略に盛り込んだのと基本的には同じ方向ですね。

○藤原次長 今お話があつたことは、成長戦略にはオンライン申請の場合ということで限定期に書いてございますが、原則場所を移して定款の認証をするというところの御要望というところでは成長戦略と同じラインだと思います。

○八田座長 電子承認とかということを前提としていなくて、むしろ場所を動かしてだから、ここが公証人役場になるわけですね。

○藤原次長 そうですね。そういう意味では、本日の仙台市の御要望のほうが成長戦略以上の幅を持った御提案ということになると思います。さらに公証人については、制度全般の見直しが出ていますので。

○八田座長 次に、会社設立に関して、東京にいる人が仙台でやるときに、公証人に関しては離れたところでやるようにということですが、ワンストップセンターがすでに仙台にあるならば、とにかくそこに行けば全て解決するということではないのでしょうか。

○天野部長 震災後、かなりの方々、仙台出身、また東北出身の方々、東京で働いてらっしゃる方が、仙台に来て起こす業をするということが結構あります、この眼目というのは東京で手続出来てしまうこと。勤務中にいろいろ公証役場に足しげく通って、それで定款をつくって、いよいよ仙台に乗り込むというようなイメージでおります。

○八田座長 ワンストップセンターがない場合には仙台に行ってやるのはすごく大変だと思うのですが、公証人役場も含めて全部ワンストップで仙台ができるなら、やはり一度は行くほうがいいのではないかと思うし、もしそうでないならば東京に仙台のワンストップセンターをつくる必要があるのではないか。というのは、公証人のことだけ解決してもほかが解決しないと思うのです。

だから、ワンストップセンターのほうはよくわかるのですけれども、こことの関係がもう一つわかりませんでした。

それから、用途変更のワンストップということなのですが、これはさまざまな役所が関連していることをワンストップでやろうとすることなのか、先ほどのようなカフェをオフィスに付属するときにというのは、どっちみち建築基準法なのでしょう。

○天野部長 このリノベーションに係るワンストップについては、絡んでくるのは保健所、消防、建築ということになります。建築基準法の中身自体を例えれば逸脱して、安全性を無視して認証を出すというような話ではなくて、現在、民間の審査機関、役所でも審査をやっておるのですけれども、その運用というのがばらつきがあったり。

○八田座長 確認申請ですか。

○天野部長 はい。それから、手戻りがあつたりと。実際は、起業家というのは、家賃を払い始めてからそういう手続に入るものですから、10日でも20日でも長くなるとその分キャッシュフローが詰まってしまうという問題がありますので、1つは、判断にブレがないようにする、もしくは期間を短縮する、その2つが眼目です。

○八田座長 建築確認をするときに、そちらは建築基準法の関係ですけれども、今おっしゃったのは保健所とか同時にいろいろやらなければいけない。でも、それは今のお話では、建築が済んでからこの保健所のことはやるわけですね。

だから、プロセスとしては、どういうものをつくるかということに基づいて、まず建築基準法の確認申請が行われて、それから、でき上がった段階でワンストップのどこかにセンターに行って、税だとか保健所だとかということを一気にやる、そういう二段階ではないのでしょうか。

○天野部長 イメージとしては、起業ワンストップ支援センター、そこに相談に行っていただいて、ワンストップで起業家として認定される。その認定された方が具体的に物件を持ってきましたというときに、建築のほうの協議会で協議するわけですけれども、そこは建築だけではなくて消防も保健所も、それから経済団体も入って、この起業家の認証活動を持ってらっしゃる人であれば、では、こういう基準で一気に認証してしまいましょうと。例えばオフィスビルだったところに飲食店を入れる場合の今までの判断のブレというのを最小限にして短くやってしまおうというようなものです。

○奥山市長 実際には多分、建築と保健所とかは並行して話を進めないと、保健所のサイドから、ここはこうしてほしいという水回りに対する要求とかいろいろ出たりすることがあるので、建築が全部終わってから保健所、消防というふうに階段を上っていくようにはいかないのだと思うのです。

○梅内部長 建築確認する際の消防の同意などの書類をそろえて出してくれというようなことがございます。なので、それを一遍にしたいということで、先ほどの時間の短縮等を図りたいという。

○八田座長 そうすると、2段階にはしないということですね。今は建築確認するには、

市に持っていくか、それとも民間の確認機関に持っていきますね。そのときに市にいきなりワンストップで持つていってもだめで、その前に事前に保健所とか消防とかの許可を得てから行かなければいけない。このワンストップセンターは、それをそろえるのを一遍の受け付けでできるようにする、そういうことなのですか。

○梅内部長 こういう建て方だったら大丈夫かなというような相談を消防の法律関係でする際と、建築の基準法にあった中身と一緒に合わせてマッチングをしていかないといけないので、両方一遍に相談ができると手戻りがなくなる場合が多くあります。

○八田座長 わかりました。ここでワンストップができるということは、全部そこでいきなり承認してもらうわけではなくて、まずワンストップで受け付けをしてくれるのですね。各部署に行かなくてもそこに行けば全部ひっくるめて相談受け付けしてくれるということで、各関係のところで議論してくれて、また今度行けば、協議の結果こうでしたよということを教えてくださると。それで文句があるときにはまた文句を言えば中で調節してくれるということですか。

○奥山市長 政令指定都市の場合、建築確認は区役所ごとにやるのです。そうすると、リノベーションなどはそんなに件数あるわけではないので、区役所で扱いなれていないと、担当者が理解をするまでに時間がかかるとか、あとはこちらの区ではこれでいいという話になったはずなのに、こちらの区に持つていってみたら違う判断が出るとかということがあり得るので、それは例えば全市1つの協議会みたいな形でやると、そこで実績も積み上がりりますし、そこの職員も研修というか、事例を掌握しますので、そうすると、同じ基準で仙台として許可の運用ができる。それは建前としては、各区それぞれに受けづけても同じことのようになればそれに越したことはないのですが、なかなかこれがそうはならない。

○八田座長 そうすると、このためにはどの法律の改正が必要なのですか。

○天野部長 一応、建築基準法においては、建築確認をおろす権限が建築主事のほうに委任されていますので、それを協議会のほうに動かすということも必要だと思います。

○八田座長 しかし、今のところは一応建築確認機関とかというかなりの資格を持った人の集団がいますね。この協議会というのはそのような機関を含む新しい組織ですから、これはもう大改革ですね。そして、そこにいろんな要件を決めて、この協議会ができるようになります。

○天野部長 起業を促進するためのリノベーションを促進するための協議会ということになりますので、今まで建築サイドで起業促進のための建築確認をおろすなどという発想はなかったところ、まずは起業を促進するためにはどうしたらいいのかということを建築サイドも消防も保健所も考えてもらうというような大きな仕組みになります。

○八田座長 ただし、当然のことながら、建築の安全と周囲への影響を見る専門家はいなければいけないけれども、そういう人たちがいきなり最初から消防とそういう人たちと話ができる、そういう仕組みをつくる。これは本当は全国でやってもらいたいですね。

○奥山市長 これに苦労してらっしゃる方は相当多いと思います。

○八田座長 わかりました。

今度、会社設立の3のところ、ベンチャー企業を奨励するために税の優遇をしてほしいということなのですが、これは国税、地方税に分けると国税のほうですか。

○梅内部長 国税の法人税の税額というのが地方税の課税標準になっているという制度設計になっておりますので、国税のほうでそういう損金算入をしていただいて税額が出てくると、それが必然的に地方税に反映するという結果になっております。まずは租税特別措置というか、そちらのほうに反映していただければと思います。

○八田座長 税当局の立場に立つわけではないけれども、これは、ベンチャー企業に対する補助金と同じですね。しかし、相当失敗もあるでしょうから、かなりの部分、その補助金というは無駄遣いされてしまう面もある、にもかかわらず仙台にやってきたら補助金が得られるとなると、ほかの町ではなくてとにかく仙台にきて起業しようとになり、仙台がかなり元気づく。国全体でリスクをとって、結局仙台が得をして、ほかの地域からみんな企業が仙台にやってくるというのはいいのかねというのを税当局としては議論として持ち込むのではないかと思うのです。そうすると、地方税の減税でやったほうが素直な感じがします。地方税でやるなら、それはもう自分のところでやるのだから、頑張ったらどうでしょうかということになるのではないかと思うのです。その辺はどうですか。

○梅内部長 地方税の場合の損金算入の入れ方という課題があると思うし、割と国税と地方税のウェートが大分違うこともあります。

○八田座長 今は勝手に地方税の減税ができるないということがあるのですか。

○梅内部長 課税技術上かなり難しい面があることは間違いないです。

○八田座長 それに関して、国税の基準にもかかわらず、こちらは勇猛果敢にできるようにする規制緩和が必要だというのだったら、これはよくわかります。一般的にこの国の法人税減税を特定の地方でやるというのに対して、税務当局がかなり厳しい意見を持つのに、結構理屈があるのではないかと思います。しかし、地方税でやろうというのに障害があるということだったらぜひとも教えていただきたい。

育児休業を何回かに分けてできるというのは、もうこれは本当に必要性が高いし、そういうことがあつたらさっさと出てくる人もいるかもしれませんね。

○奥山市長 今は最大限とっておかないと、1回出てきたらもうだめだということでリスクが高いので。

○八田座長 それはあるだろうと思います。上場企業での男女別の育児休業の実態の公表、これは何か法律の改正が必要なのですか。これは制度的にはどういうこと。

○奥山市長 義務づけということですので、義務づけるには必要かなということで。

○天野部長 金融商品取引法の改正とか、例えば内閣府令の改正とか、そういうものが必要になってくる。

○八田座長 わかりました。あと最後は、復興の投資会社ですね。これは資本はどこから出ているものなのですか。

○天野部長 この支援機構につきましては、国から出してあります。国の外郭団体から間接的に。

○八田座長 そうすると、やはり元来は復興のためのという理屈づけで国のお金で出ているというわけですね。

○天野部長 二重ローンとかを抱えてしまったところについて、その債権を言ってみれば損切りするための債権買い取り機構として今活躍している。ただし、あわせもって投資の機能も既に持っています、例えば非常に影響力が大きい石巻にあった造船所に30億円投資したとか、そういう投資機能も持っているということから、これをビーグルを使ってこういう投資会社がつくれないかというものです。

○八田座長 そうすると、これはやはり復興ということが存在意義になるわけですね。単に新規起業をやるというよりは、復興の手段としてよりうまく活用、新しい時代に合ったようにしたいと、そういうようなことでしょうね。

○天野部長 現在、我々が一番持っている課題認識というのは、ベンチャー企業が起きるというよりも、ゼロから起こす業もあるだろうけれども、通常は会社に勤めて、会社の成り立ちというのを理解してからスピンオフしてベンチャー、スピンオフベンチャーを育てるというのが実際的には重要なのではないかと。しかし、その際にスピンオフベンチャーを生むためには、ある程度の規模の企業、例えば100人を超える企業、500人を超える企業で、例えば新規開発部とかをつくって、そこで働いている人間が、これはいい自分のビジネスができるぞというのでスピンオフする、知財の問題が若干あるかもしれません、そういう形のものを育てたいのですが、実は地方はどこでも同じなのですが、中核企業、そういう中核的な人を育てる機能を持った企業というのはなかなか育たない。我々も今までベンチャーファンドをかなり設立しておって、80億以上、仙台市でも関わったファンダがあるのですが、どちらかというと株式公開を目指す、キャピタルゲインを目指すような投資の仕方をしておるのですが、この場合には、株式公開は要しないと、配当を長く続けてくれればいいといった形の投資ということで、これは投資事業組合ではなくて、投資会社として存続させるというところにみそがありまして、これはほかの地方、または日本全体の中小企業の方向性とも合っているのではないかと考えています。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、時間が参りましたのでここまでとさせていただきます。詳しい御説明をありがとうございました。これからも委員のほうで検討させていただこうと思います。どうもありがとうございました。